

開発事業届出書

練馬区長 殿

事業者

住所

氏名

電話

( )

(法人にあっては、その事業所の所在地および名称ならびに代表者の氏名)

練馬区まちづくり条例第51条第1項の規定により、つぎのとおり届け出ます。

開発事業の名称			
連絡先	住所		
	事務所名		
開発区域の場所	担当者氏名	電話	( )
	(地名地番)練馬区	丁目	番
開発区域面積	(住居表示)練馬区	丁目	番 号
	m <sup>2</sup> (計画地		m <sup>2</sup> )
まちづくり条例 適用項目  (該当するものに )	<p><b>大規模建築物</b>                  延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上かつ建築物の高さが15m以上の建築物                  集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上の建築物                  深夜営業集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が500m<sup>2</sup>以上の建築物                  葬祭場等(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以上の建築物                  : 葬祭場 ・ エンバーミング施設 ・ 遺体保管庫</p> <p><b>特定用途建築物</b>                  集客施設(駐車場を除く。)の床面積の合計が500m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満の建築物                  葬祭場等(駐車場を除く。)の床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>未満の建築物                  : 葬祭場 ・ エンバーミング施設 ・ 遺体保管庫</p> <p>ワンルーム形式の集合住宅                  寄宿舍                  大規模長屋等</p> <p><b>宅地開発事業</b>                  開発行為(都市計画法による開発): 開発区域面積が500m<sup>2</sup>~3,000m<sup>2</sup>未満・3,000m<sup>2</sup>以上                  開発行為以外: 開発区域面積が500m<sup>2</sup>~3,000m<sup>2</sup>未満・3,000m<sup>2</sup>以上                  墓地等: 墓地 ・ 納骨堂 ・ 火葬場</p> <p><b>自動車駐車場等</b>                  自動車駐車場の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以上の自動車駐車場(建築物に付属するものを除く。)                  開発区域面積が300m<sup>2</sup>以上の自動車駐車場( を除く。)                  既存の自動車駐車場の形式変更等: 形式変更 ・ 路面の舗装工事                  開発区域面積が300m<sup>2</sup>以上の材料置場                  開発区域面積が300m<sup>2</sup>以上のゴミ・スクラップ処理場                  ペット火葬施設等: ペット火葬施設 ・ ペット納骨施設 ・ ペット埋葬施設                  開発区域面積が300m<sup>2</sup>以上の ~ 以外の開発事業</p>		
	工事種別等 (該当するものに )	新築・改築・増築・用途変更・区画割・新設・増設・( ) 用途変更の場合の変更前の用途( )	
事前調査	現場調査依頼番号		
	宅地開発事業該当の有無 有 ・ 無		
受付欄	年月日	住宅地図	
	番号	左 ・ 右	

注 欄は、記入しないでください。